

山梨県立大学学則

(平成22年4月1日制定 大学第1001号)

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 修業年限等、学年及び学期並びに休業日（第4条～第6条）
- 第3章 入学、休学、復学、留学、転学、退学及び除籍（第7条～第21条）
- 第4章 授業科目、履修方法等（第22条～第29条）
- 第5章 卒業及び学位並びに資格（第30条、第31条）
- 第6章 賞罰（第32条、第33条）
- 第7章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び研修生（第34条～第37条）
- 第8章 授業料、入学料及び入学検定料（第38条）
- 第9章 雑則（第39条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 山梨県立大学（以下「本学」という。）は、「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的な担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」たることを希求し、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。

（大学運営）

第2条 本学は、前条の目的を達成するため、学部その他の組織の一体的な運営により、その機能を総合的に発揮するよう努める。

（学部、学科及び学生定員）

第3条 本学に次の学部及び学科を置く。

国際政策学部	総合政策学科
	国際コミュニケーション学科
人間福祉学部	福祉コミュニティ学科
	人間形成学科
看護学部	看護学科

2 本学各学部における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

（1） 国際政策学部

グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化、産業を豊かにして地域の活力をつくる人材、アジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する。

（2） 人間福祉学部

高度な専門知識と技術、深い共感的理解、問題解決への知的探究心、協働できる力を持ち、乳幼児から高齢者まで誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生活できる地域社会づくりに主体的かつ実践的に貢献できる人材を育成する。

（3） 看護学部

人間や社会を看護学的に探究する能力、倫理的な判断力と科学的な思考力、専門職業人としての豊かな人間性を兼ね備え、優れた看護実践により地域に貢献できる人材を育成する。

3 学部及び学科の学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	学生定員		
		入学定員	3年次編入学定員	収容定員
国際政策学部	総合政策学科	40人	5人	170人
	国際コミュニケーション学科	40人	5人	170人
人間福祉学部	福祉コミュニティ学科	50人	5人	210人
	人間形成学科	30人	5人	130人
看護学部	看護学科	100人	—	400人
合 計		260人	20人	1,080人

第2章 修業年限等、学年及び学期並びに休業日

(修業年限等)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。

2 本学への在学期間は、8年を超えることができない。ただし、第15条に規定する休学期間は、これに算入しない。

3 第8条各号に該当する者が、第34条に規定する科目等履修生として一定の単位を修得した後に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数等を勘案して当該学部の定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えることはできない。

(学年及び学期)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年の3月31日まで

3 前項の規定にかかわらず、前期及び後期の授業日数を調整する必要があるときは、教育研究審議会の議を経て前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

4 第2項に定める各学期に二つの期間（以下「クォーター」という。）を置くことができる。

5 各クォーターの始期及び終期については、別に定める。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 大学創立記念日 5月24日

(4) 夏季休業日、冬季休業日、春季休業日については、別に定める。

2 特に必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

第3章 入学、休学、復学、留学、転学、退学及び除籍

(入学の時期)

第7条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長は、特別の事情がある場合には、後期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に終了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) その他相当の年齢に達し、本学において、高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願の手続)

第9条 入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならない。

2 入学を志願するための手続に関し必要な事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第10条 入学志願者については、選考の上、各学部における教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の許可)

第11条 入学の許可は、学長が行う。

2 入学の手続等に関し必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者(学長が別に定める要件を満たすものに限る。)で本学に編入学を志願するものについては、選考の上、入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者
- (4) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
その他相当の年齢に達し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 編入学する年次は、3年次とする。

3 編入学する学生の在学期間は、第4条第2項の規定にかかわらず、4年を超えることができない。

4 前3項に定めるもののほか、編入学に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学及び転入学)

第13条 学長は、再入学又は転入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て相当と認める年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、再入学及び転入学に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第14条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き2月以上修学することができない者は、学長の許可を受けて、休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第15条 休学期間は、1年を超えることができない。ただし、学長は特別の事情があると認めるときは、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

(復学)

第16条 休学期間が満了し、又は休学期間中に休学の理由が消滅した者は、学長の許可を受けて、復学することができる。

(留学)

第17条 外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）で学修することを志願する者は、学長の許可を受けて、留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第30条第1項に規定する期間に算入することができる。

(転学)

第18条 他の大学又は短期大学に転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(転学部及び転学科)

第19条 学長は、他の学部への転学部又は同一学部の他の学科への転学科を志願する者がいるときは、教授会の議を経て相当と認める年次に転学部又は転学科を許可することができる。

2 前項の規定により転学部又は転学科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退学)

第20条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長により除籍される。

(1) 第4条第2項に規定する在学期間を超えた者

(2) 第15条第1項又は第2項に規定する休学期間を超えた者

(3) 正当な理由がなく授業料を滞納し、かつ、督促を受けた後引き続き納付すべき授業料を納付しない者

(4) 死亡した者

第4章 授業科目、履修方法等

(授業科目)

第22条 授業科目及び単位数は、全学共通科目については、別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第22条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定めるものとする。

2 所定の単位を別に定める基準以上の成績をもって修得した学生及び相当の理由があると認められた学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(授業の方法)

第22条の3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

4 前3項に定めるもののほか、授業の方法に関し必要な事項は、別に定める。

(1年間の授業期間)

第23条 1年間の授業を行う期間は35週とする。

(単位の計算方法)

第24条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(単位の授与)

第25条 学長は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の審査（以下「試験等」という。）の上、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績の評価)

第26条 成績の評価は、S、A、B、C及びDのいずれかで表し、S、A、B及びCを合格とする。ただし、特別な必要があるときは、その他の評語を持って成績を表すことができる。

2 成績の評価に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学等における科目の履修)

第27条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を限度として、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学等に留学する場合及び外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学等との協議を行うことが困難な場合は、これを欠くことができる。

(休学期間中に外国の大学等で修得した単位の取り扱い)

第27条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、休学期間中に外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなされる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなされる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第28条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学若しくは高等専門学校の特攻科における学修又は大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項の規定により文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定める方法により当該学修の成果を評価し、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えられる単位数は、前条第1項の規定により本学において修得したものとみなされる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(連携開設科目における授業科目の履修等)

第28条の2 大学設置基準第19条の2に規定する連携開設科目において修得した単位を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなす。

2 連携開設科目に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位数等の認定)

第29条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学若しくは短期大学又は外国の大学等において修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定める方法により当該学修の成果を評価し、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により、修得したものとみなされる単位数又は与えられる単位数は、第12条に

規定する編入学並びに第13条に規定する再入学及び転入学の場合を除き、第27条第1項及び第2項並びに第27条の2第1項の規定により修得したものとみなされる単位数並びに前条第2項の規定により与えられる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第5章 卒業及び学位並びに資格

(卒業及び学位)

第30条 学長は、第4条第1項に規定する期間（第12条第1項若しくは第13条第1項の規定により入学した者又は第19条第1項の規定により転学部若しくは転学科をした者にあつては、それぞれ第12条第2項、第13条第2項又は第19条第2項の規定により定められた在学すべき年限）以上在学し、かつ、山梨県立大学履修・単位認定に関する規程別表1及び別表2に定める卒業に必要な単位数を修得した者について、教授会の議を経て卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

3 学士の学位に関し必要な事項は、別に定める。

4 第1項に規定する卒業に必要な単位のうち、第22条の3第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

5 第1項に規定する卒業に必要な単位のうち、第28条の2の規定により修得した単位数は30単位を超えないものとする。

(資格)

第31条 次の表の上欄に掲げる学部及び学科において、選択により所定の授業科目を履修してその単位を修得するほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める必要な授業科目を履修しその単位を修得した者は、それぞれ同表の下欄に掲げる教員免許状（免許教科）を受ける資格を取得することができる。

学部及び学科	教員免許状（免許教科）
国際政策学部総合政策学科 国際政策学部国際コミュニケーション学科	中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語）
人間福祉学部人間形成学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状
看護学部看護学科	養護教諭一種免許状

2 人間福祉学部福祉コミュニティ学科において、選択により所定の授業科目を履修してその単位を修得した者は、社会福祉士試験、精神保健福祉士試験及び介護福祉士試験の受験資格を取得することができる。

3 人間福祉学部人間形成学科において、選択により所定の授業科目を履修してその単位を修得した者は、社会福祉士試験の受験資格及び保育士の資格を取得することができる。

4 看護学部看護学科の課程を修了した者は、看護師国家試験の受験資格を取得することができる。

5 看護学部看護学科において、選択により所定の授業科目を履修してその単位を修得した者は、保健師国家試験の受験資格を取得することができる。

第6章 賞罰

(表彰)

第32条 学長は、学業及び操行が優秀で他の模範とすることのできる学生を表彰することができる。

2 学生表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第33条 学長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対し、戒告、停学又は退学の処分を行うことができる。

2 前項の停学の処分に係る停学の期間は、第30条第1項に規定する期間に算入しない。

3 第1項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 学業成績が不良で卒業の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく出席が正常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 学生に対する懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び研修生

(科目等履修生)

第34条 学長は、本学の一又は複数の授業科目の履修を志望する者がいるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第35条 学長は、他の大学又は短期大学との間で相互単位互換協定が成立した場合において、当該他の大学又は短期大学の学生で本学の一又は複数の授業科目の履修を志望するものがあるときは、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 学長は、特別聴講学生に対し、単位を与えることができる。

3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第36条 学長は、本学の所定の授業科目に関連した学術の研究を志望する者がいるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(研修生)

第37条 学長は、大学その他の公共的団体からその所属する職員に本学の所定の授業科目に関連した事項について修学させたい旨の申出があるときは、選考の上、研修生として入学を許可することができる。

2 研修生に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 授業料、入学料及び入学検定料

(授業料、入学料及び入学検定料)

第38条 授業料、入学料及び入学検定料に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 雑則

(委任)

第39条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法及び修了要件(以下「授業科目等」という。)は、この学則の規定にかかわらず、山梨県立大学の公立大学法人への移行に伴う関係規則の整備に関する規則(平成22年山梨県規則第13号)第1条第1号に規定する廃止前の山梨県立大学学則(平成17年山梨県規則第21号。以下「旧学則」という。)の例による。

- 3 この学則の施行の日以降において編入学、再入学又は転入学をする者に係る授業科目等は、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 旧学則の規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、この学則の相当の規定に基づきなされたものとみなす。

附 則
(施行期日)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則の施行の前日から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了要件及び単位の修得等により得られる資格（以下「授業科目等」という。）は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学、再入学又は転入学をする者に係る授業科目等は、原則として当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

附 則

この学則は、平成24年6月28日から施行し、同年4月1日以後の入学者について適用する。

附 則

この学則は、平成25年1月17日から施行し、同年4月1日以後の入学者について適用する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第3条3項の規定にかかわらず、平成26年度の収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	学生定員		
		入学定員	3年次編入学定員	収容定員
国際政策学部	総合政策学科	40人	5人	170人

	国際コミュニケーション学科	40人	5人	170人
人間福祉学部	福祉コミュニティ学科	50人	5人	210人
	人間形成学科	30人	5人	130人
看護学部	看護学科	100人	—	405人
合 計		260人	20人	1,085人

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年10月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の前日から引き続いて在学する者にかかる授業科目、単位数、履修方法、修了要件（以下「授業科目等」という。）は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、福祉コミュニティ学科専門科目「精神保健援助演習（基礎）」、人間形成学科専門科目「小学校実習指導Ⅰ」「小学校実習指導Ⅱ」、中学校・高等学校・養護教諭課程科目「生徒指導」及び幼稚園・小学校教諭課程科目「小学校実習指導Ⅰ」「小学校実習指導Ⅱ」については、この学則の別表に規定する授業科目等として履修することができる。
- 4 この学則の施行の日以降において編入学、再入学または転入学をするものする者に係る授業科目は、原則として当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成28年11月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の前日から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了要件（以下「授業科目等」という。）は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、全学共通科目の「自由科目」については、この学則の別表第1に規定する授業科目等として履修することができる。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学、再入学または転入学をする者に係る授業科目は、原則として当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の前日から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了要件（以下「授業科目等」という。）は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、総合政策学科専門科目及び国際コミュニケーション学科専門科目「自由科目」、福祉コミュニティ学科専門科目「自由科目」、人間形成学科専門科目「障害者福祉論Ⅰ」及び幼稚園・小学校教諭課程科目「障害者福祉論Ⅰ」については、この学則の別表に規定する授業科目等として履修することができる。
- 4 この学則の施行の日以降において編入学、再入学又は転入学をする者に係る授業科目は、原則として当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置等)

- 2 この学則の施行の前日から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了要件（以下「授業科目等」という。）は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、総合政策学科専門科目、国際コミュニケーション学科専門科目及び福祉コミュニティ学科専門科目「社会学概論」並びに総合政策学科専門科目及び福祉コミュニティ学科専門科目「福祉行財政論」については、この学則の別表に規定する授業科目等として履修することができる。
- 4 この学則の施行の日以降において編入学、再入学又は転入学をする者に係る授業科目は、原則として当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の前日から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了要件（以下「授業科目等」という。）は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学、再入学又は転入学をする者に係る授業科目は、原則として当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

附 則

この学則は、令和3年5月10日から施行し、同年4月1日以後の入学者について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の前日から引き続いて在学する者に係る単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学、再入学又は転入学をする者に係る単位の修得等により得られる資格は、原則として当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の前日から引き続いて在学する者に係る単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学、再入学又は転入学をする者に係る単位の修得等により得られる資格は、原則として当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。